

告示

埼玉県告示第二百七十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和四年三月二十三日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
千代田建設株式会社	埼玉県坂戸市柳町十一番九号	豊福一行	埼玉県知事許可（般一―一九）第六六三三三号
株式会社神田組建設	埼玉県川越市牛子三百三番地二	神田吉春	埼玉県知事許可（般一―一九）第四五五一八号
株式会社松井解体	埼玉県和光市下新倉五丁目十三番四十号の三十二	松井清司	埼玉県知事許可（般一―一九）第七〇八七二号
有限会社ヤマト	埼玉県熊谷市大麻生五百六十三番地十二	高橋肇	埼玉県知事許可（般一―三〇）第七一五三五号
株式会社ケー・イズ・ベース	埼玉県川越市笠幡三千五百九番地十一	近藤唯之	埼玉県知事許可（般一―三〇）第七一五七八号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和四年埼玉県告示第二百二十六号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。